

# 戦力不保持を無力化!?

～安倍改憲の危険な狙い～

1から

2014年7月  
集団的自衛権行使容認で  
武力行使に道を開き

国民総動員  
みんなまじり  
動員だ

軍隊のある国では  
国民生活にも大きな影響が

2015年9月  
安全保障関連法(安保法制)  
強行採決で

自衛隊の海外での活動を  
飛躍的に拡大してきた

攻撃され  
なくとも  
武器使用  
できたり

米艦防護できたり

改憲派がジャマ者扱いです  
9条2項とは

1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇たる武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法学者や  
弁護士ら法曹界から  
自衛隊の海外  
派遣は違憲  
との批判噴出に

改憲によって  
合憲が違憲かの  
議論の余地を  
なくす  
というが:

2020年を  
新しい憲法が施行される  
年にしたい

2017年5月6日

安倍改憲物語  
私が憲法を変えたいワケ

こんなやり方に国民の  
支持は得られない

安倍内閣を  
改憲に

賛成 32.6%  
反対 54.8%

支持 35.8%  
支持しない 53.1%

共同通信社の世論調査 (7/15,16)

2015年9月  
安全保障関連法(安保法制)  
強行採決で

自衛隊の海外での活動を  
飛躍的に拡大してきた

米艦防護できたり

新しい条文は古い条文より  
優先されるのが法のルール。  
3項を新設すれば  
「戦力不保持」を明記した  
2項は無効化されるのです

戦争放棄  
戦力不保持  
交戦権の否認  
自衛隊の  
存在規定

憲法研究者  
小沢隆一さん

ウーン、自衛隊って  
災害のとき  
頑張ってくれるし  
いいんじゃない?

憲法に存在を明記する  
だけならすっきりして

9条の  
1項・2項は残し、  
3項で自衛隊を  
書き込みます

自衛隊の存在をしっかりと  
位置づけるため  
任務も権限も変えませぬ

9条は  
何もかも  
変えたい  
ぞんざい

7月7日には国連で  
核兵器禁止条約が採択  
核兵器による威嚇も  
禁止された

軍事力を背景にした  
外交はもはや通じない  
戦力不保持の9条が  
世界のすう勢になりつつある

自衛隊を「合憲」にする  
9条3項新設により

安法制の延長線上に  
位置づけられる自衛隊は  
いっそう危険な任務を  
課せられかねない

歴代政府は憲法下での  
自衛隊の存在について  
必要最小限度の実力  
と定義してきた

災害救助に  
汗を流す自衛隊

でも、果たして  
3項で果した自衛隊は、  
災害派遣目的の部隊か?

こんな感じで  
進めたいナ...

年内  
自民党で改憲案  
作成、国会に提出  
2018年  
国会で改憲案発議  
国民投票(衆院選同日?)  
(12月衆院議員の任期満了)

2020年  
新憲法公布・施行

未来に  
どんな憲法を  
残す...?

過剰な  
戦争に  
動員

軍人だけで  
構成される  
軍法会議設置

米軍とともに軍事作戦を  
担う軍隊化された自衛隊は  
人権も命も奪われかねない  
他国の人の命を奪いかねない

しかし安倍内閣は—

日本をとりまく  
安全保障環境が  
大きく変わったので  
自衛隊の任務も  
変わらねばならない  
ぞんざい

安倍首相のブレイン、  
右翼改憲団体・日本会議  
メンバーが本音を吐露

自衛隊の能力を  
不当に縛っている  
9条2項を削除するか  
自衛隊を明記した  
第3項を加えて  
2項を空文化  
させるべき:

ホウ  
ナイス  
アイデア!

日本会議シンクタンク  
日本政策研究センター発行「明日への選択」より

安法制強行採決  
安法制にもつく  
自衛隊の南スーダン派遣

9条守れ  
パヤめろ

憲法イハ  
ハツヤな憲法だ!  
そんな人だに  
負けるわけにはいかな  
9条こそがジャマ者...

**日本平和委員会** 2017年8月発行  
一人ひとりの平和の願いをもとに行動する平和NGOです  
<http://j-peace.org/> 東京都港区芝1-4-9  
Tel03-3451-6377 Fax03-3451-6277

安倍晋三首相は「2020年に新しい憲法を施行させる」と打ち上げました。自民党は改憲原案を今年秋の臨時国会に提出しようとしています。首相は9条に3項を加え「自衛隊の存在を明記するだけ」と強弁しますが、それによって憲法の性格はガラリと変わるかも…。(解説は平和新聞17年8月5日号に掲載)